

廃娼運動の歴史

平成9年11月26日～12月25日

つねに人々が話題にすることを憚る職業—売春婦。しかし、かつて公娼制度を廃止するか否かの激しい議論が行われた時代がありました。その議論の中から廃娼運動が生まれ、運動の成果として、今から40年前に売春防止法が制定されるに至ったのです。しかし40年たった今も売春をめぐる問題は絶えることがありません。それはなぜでしょうか。

今回の展示では、廃娼運動のはじまりから現代までの資料を通じて、その歴史、ひいては売買春に対する人々の意識の変遷をも感じとっていただければ幸いです。

展示資料一覧

<>内は当館請求記号

廃娼運動の歴史

1. 太政官布告「人身売買禁止令」 司法省達「芸娼妓解放令」

1872(明治5).10

売娼の社会史 吉見周子著 東京 雄山閣 1984(昭和59).12より <ED47-59>

1872(明治5)年、ペルーの汽船マリア・ルーズ号が横浜港に碇泊した際、一人の中国人苦力が逃亡し、虐待私刑事件として裁判になった。そのとき被告である船長側が「日本が奴隷契約は無効であるというなら、娼妓の契約が認められているのはおかしい」と主張、日本側は「日本政府は娼妓の解放を準備中」と答えざるをえなくなる。これを機に「娼妓解放令」が発せられ、人身売買は禁止、娼妓は前借金を棒引きで解放された。しかし、それは「人身の権利を失う者にして牛馬に異なら」ないとの理由からであって、決して売買春そのものを禁止したものではなかった。

2. 「貸座敷渡世規則」「娼妓渡世規則」 1873(明治6).12

廃娼運動—廓の女性はどう解放されたか 竹村民郎著 <ED47-28>

東京 中央公論 1982(昭和57).9より

解放された娼妓ではあったが、更正策もないため路頭にさまようことになる。結局、一年あまり

のち、自由意志で営業を希望する娼妓に場所を貸す、という形で遊郭は復活した。

3. 群馬県公娼廃止沿革史

狩野平六著 群馬県警察部 1930(昭和5).5 <604-139>

群馬県では、1878(明治11)年に県会が成立するとともに廃娼の請願がなされた。自由民権運動の盛んな頃である。1882(明治15)年には公娼廃止の建議が可決されるが、業者の廃業までの6年の猶予期間の間に、業者らによる存娼運動、県知事と業者の癒着など、はげしいせめぎあいが繰り返された。

4. 上毛青年の初陣 廃娼論壇・第一先登

1890(明治23).3 <YDM39948>

結局1893(明治26)年に廃娼は実施されたが、その運動を推進したのが上毛青年連合会である。県内各地で廃娼演説会を行うなど積極的に運動した。「可憐なる子女を売て以て自家一朝の安愉を買はんとする者さへあり、如何なる情状あるも、已に一個の人類たる以上は其子女にもせよ其妻女にもせよか自由を認めざるべからず」

5. 長崎県廃娼顛末及其成績

伊藤秀吉著 東京 国民純潔同盟 1936(昭和11) <684-331>

6. 秋田県廃娼顛末

伊藤秀吉著 廓清会婦人強風会廃娼連盟 1933(昭和8) <特200-481>

7. 廃娼

廃娼雑誌社〔編〕 廃娼雑誌社

1890-1891 2号(明治23年5月15日)～8号(明治24年3月) <雑61-130>

群馬県で廃娼運動がもりあがっているころ、他県でも廃娼の建議が可決されていた。各県の廃娼運動団体がしだいに団結し、全国廃娼同盟会を形づくる。

8. 「娼妓廃業届出書に調印請求の件」 大審院判決録：民事第6輯

大審院〔編〕 東京法学院 1900(明治33) <CZ-2114-03>

1900(明治33)年、函館の娼妓に大審院裁判にてくだされた判決により、廃娼運動はより具体的になる。この判決は、貸座敷業者と娼妓との間の金銭契約と身体を拘束する契約とは別物であって、前者は有効でも、後者は法律上契約の目的物となしえず、また「娼妓解放令」に抵触するため無効である、とした画期的な内容である。これを機に自由廃業運動がはじまる。

9. 娼妓と人権

和田鑠司編 東京 開拓社 1900(明治33).9 <ED47-62>

「全国幾千の妓楼は其根底より動揺し始めたり。区々たる一娼妓の訴訟が天下の大問題となりし所以。」と、函館の裁判の影響で出版された、自由廃業の手引書。

10. 芸娼妓廃業手続独案内

中央法律研究会編 東京 訴訟代弁社 1900(明治33).9 <YDM39922>

法律的手続の解説書。廃業届出書の書き方も指導している。

11. 廃娼唱歌 一名自由廃業娼妓の燈

朝倉幾太郎著 豊橋 1900(明治33).12 <YDM73421>

「けんりの、しんちょう、此の時と、自由はい業、とどけいで、実にゆかいの、事ぞかし」と、自由廃業の意義や方法を七五調で綴る。

12. 石つぶての中で モルフィの廃娼運動

ユリシーズ・グランド・モルフィ著 小川京子訳・解説 不二出版 1984.7

<ED47-47>

アメリカ人宣教師のモルフィは、名古屋に10年あまり滞在し、廃業を望んで駆け込んできた娼妓たちのために法廷での闘いを支援した。

13. 社会廓清論

山室軍平著 東京 警醒社書店 1914 <367.7-Y383S>

イギリスではじまったキリスト教慈善団体救世軍の、日本での最初の入隊者である山室は、モルフィに指導を受けて東京での廃娼運動を始め、廃業した娼妓をかくまうホームを設立するなど、常に最前線で廃娼運動を行った。序文の「元来此公娼、私娼、海外醜業婦といふ如き問題に就ては、其実際を知る人は、概ね真面目に之を考へる人でなく。真面目に之を考へる人は、概ね其実際を知る人でなく。此二つの者の相合ぬが為に、肝心の問題が解決せられずして、何時迄も存らうとする恐れがある。」は現代にも通じる指摘といえよう。

14. 横浜毎日新聞 [マイクロ資料]

新聞会社〔編〕 国立国会図書館(製作) <YB-130>

1973-1981 1号(明治3年12月8日)~20647号(昭和7年11月30日)

救世軍が吉原で演説を行った際、楼主に暴行を加えられた事件の記事。「印刷物を芳原に配布しつつ、其趣意を演説したり、此一挙は、彼妓楼主人及び之に付随する醜類を震慄せしめ、遂に暴行を救世軍の人々に加ふるに至れり」。負傷した救世軍側は「私共の相手は断じて彼らではありませんから如何に暴行を加へられても少しも怨みと思はぬ従って起訴しない」と答えている。

15. 鬼灯火の実はいよ

竹内智恵子著 東京 未来社 1991(平成3). 5 <KH589-E621>

大正から昭和初期にかけて娼妓だった女性への聞き書き集。廃娼運動家が調査に訪れた際のエピソードが収録されている。楼主の命令で嘘をつかされるので、調査は全く無意味であり、また嘘をつかなかった娼妓は折檻されたとのこと。

16. 廓清会婦人矯風会廃娼連盟報告 昭和4年度

昭和5. 6 <ED47-4>

1909(明治42)年から1912(明治45)年にかけて、東京の吉原、大阪の曾根崎、難波と有名な遊郭が相次いで火災にあい、これを機に全廃しようと、廃娼運動は盛り上がる。1921(大正21)年、国際連盟第2回総会で締結された「婦人及児童の売買禁止に関する国際条約」への加盟を要請された日本政府は、日本の娼妓は自由稼業であるとかわしていたが、結局外圧に負けて1925(大正14)年に娼妓の年齢制限を留保したまま条約を批准した。そのやりとりが報道された結果、世論は政府への批判と公娼廃止へと高まり、廃娼決定との噂もとびかうようになる。1926(大正15)年には廓清会と婦人矯風会の連合組織「廓清会婦人矯風会廃娼連盟」が発足。

17. 全国貸座敷連合会臨時大会記録

東京 全国貸座敷連合会本部 昭和10. 9 <特232-177>

危機を感じた業者側が行った大会の記録。政治家が多数出席。「流言蜚語盛に行はれ、新聞、ラヂオは頻々として廃娼の時期切迫を伝え、業界は全く危機一髪之感があった。」

18. 売笑問題対策協議会議事要録

野瀬力太郎編 昭和9. 3 <631-453>

より具体的な廃娼策を模索するため、代議士、廃娼運動団体、貸座敷業者の話し合いの場も設けられた。しかし、「事実上の存在は已むを得ぬとして、貸座敷、娼妓といふものが、つまり公娼の制度が法律で認められてゐるといふ、これがどうも体裁の上から見ても甚だ面白くない。」と、長年の廃娼側と存娼側のせめぎあいの結果は、体裁のみの廃娼という案が提出されるに至った。

存娼廃娼大議論

現代では、売買春が罪かどうかについて議論することはほとんどない。しかし、廃娼運動盛んになりしころは、売買春は公に認められていたため、それを維持するか廃止するかの議論が活発に行われていた。維持しようとする側と廃止しようとする側、それぞれが出版したその主張の一端を紹介する。

存娼派

世の中に男女が存在する以上、性欲が生じるのはやむを得ないという主張が、存娼派の大前提になっている。また、その主張とこれまでの歴史に基づき「あって当然」もしくは「廃止は不可能」という姿勢が特徴的と言えよう。「娼婦は決してなくならないものだから、私娼がはびこるよりは公娼制度により性病管理を行うべき」「既得の営業権を保護すべき」「社会の需要に応え、経済を盛りたてるべき」等、存娼論を展開する。

19. 続福沢全集 5 「差当り遊遊廓の始末を如何」

昭和9.4 岩波書店

<75-40>

「娼婦は日本では、当たり前のことだ。しかし、外国では、男子の品行が表面上、とても清潔で一点の汚れもない。そのため、日本の有り様を見られると何かと世界で批判的となるに違いないから、娼婦達は、西洋人の目のつかないところへ集中させるべき」との、政治家らしい主張。

20. 存娼実際論

村山儀七著 警醒書院 1890(明治23).3

<YDM39972>

「公娼はすでに既得の営業権であるから、廢娼はその権利を犯すものだ。それに、色情は絶ち得ぬもの、であれば、私娼よりも公娼の方が害が少ない」と、存娼派のオーソドックスな意見を展開。また、著名な民権運動家・中江兆民が題字を書いているのが、注目される。

21. 娼妓之味方 一名・存娼論

瓢鯨舎雲夢居士著 名古屋 正友舎 1890(明治23).5

<YDM39944>

男女の情欲は断ちがたきものという前提が、ここでもまた強く生きている。しかし、それだけにとどまらず、社会の進歩や人口の増加に伴って娼婦が増えているという統計から、廢娼はその社会の進歩に対して、かえって不利益をもたらす恐れがある等、複数の視点から、存娼のメリットを主張。

22. 娼妓存廢の断案

社会研究会 1900(明治33).10

<87-106>

「度量の狭い道德家は廢娼を叫ぶが、必要とする人が実際にいる以上仕方ない」と、必要悪としての売買春を主張した。廢娼派の意見については、理屈ばかりで現実を考慮していないと、攻撃した。

23. 娼妓存廢内外大家論集

本田典太郎編 建国新報社 1900(明治33).11

<87-137>

中江兆民「世間は騒々しくなってきたが、廢娼は戯児。騒ぐほどのことじゃない」
板垣退助「元より廢娼を希望。ただし、今は無理。風俗上隔離することが望ましい」

大隈重信「一時はこれを廃せても、実質的に廃するのは決してできないだろう」

尾崎行雄「公娼を廃したら、強姦や密売淫はまぬがれない」

…他、有名人のインタビュー集。

24. 法律の観たる娼制度

木村宇佐治著 東京 東京興信新報社出版部 昭和2. 1 <565-128>

「娼婦は公娼の制度を適用、娼婦強制登録法を制定すべし」と、法律の見地から、議論を展開。「公娼は現状や歴史を見る限り、決して否認することのできない制度であるから、論議するより、むしろ確固たる公娼制度を確立してしまふことが必要」と主張した。

25. 日本公娼制度論

大隈末廣著 東京 [テン]颯会出版部 昭和10. 12 <697-42>

売春を人身売買や奴隷制度と批判する廃娼派にむけて、奴隷制度ではないと主張する。その根拠として、「日本における奴隷とは臣民の階級を意味するひとつの言葉であり、厳格な意味においては、ギリシャローマにあるような奴隷制度は存在しない、よって、公娼制度は奴隷制度というよりも一種特別の伝統ある社会制度である」と述べた。また、「妻が夫に奉仕するのと、娘が親のために身売りするのと、どちらも日本女性の美德」とも主張する。

26. 売笑問題と女性

小島光枝著 大日本更正社 昭和11. 11 <681-163>

「淑徳謙譲を以って本質とする日本女性の立場から申し上げるのもなんだが…」といった論調で始まり、「公娼に花柳病は少ない」「廃娼と騒いで、そんな知識のなかった子供にまで、その存在を知らしめた廃娼主義者のほうが問題」等、あくまでも「女性」という立場で、存娼論を展開した。

廃娼派

存娼派が性欲を前提としたのに対し、非常に対照的に、「性欲を律せないとは、人間として恥ずべき行為」と考える道徳的な議論がなされた。存娼派にとって公娼制度が当然もしくは不可欠な制度とであったのに比べ、「性を売買するとはどういうことか」「結婚とは何か」という根本的な問いかけから、公娼制度は廃止すべきとする結論に到達しているのが特徴と言えよう。また性病管理という考え方に対しても、「むしろ娼婦は性病蔓延の原因となる恐れがある」といった衛生的見地に立った。

27. 明六雑誌 第42号 廃娼論 複製版

立体社 1976 1~43号(明7.3~8.11) 原本の出版者：明六社 <Z23-328>

「娼妓の存在は風俗を乱し、道徳に害をなし、家を傾け、病気を生じさせ、精神や身体を害する」と津田真道が明確に廃娼論を主張。世間に反響を呼んだ。

28. 女学雑誌 第35号社説「妓楼全廃すべし」 複製版
 臨川書店 1967 1～526号(明18.7～37.2) <Z23-120>
 原本の出版者：女学雑誌社
 「婚姻条例が制定されたとしても、娼妓が廃されなければ、かえって害される者が出るに違いない、夫婦の親睦を害するものだ」雑誌の冒頭に社説として掲載された主宰巖本善治の廃娼論。「女学雑誌」は創刊から一貫して、女性の立場からの廃娼を主張している。
29. 廃娼存娼大議論之結局
 愛国余史著 書籍行商社 1889(明治22). 12 <YDM39998>
 架空の人物がそれぞれ、1人目廃娼・2人目存娼・3人目廃娼を主張する、という形式をとる。1人目は道徳的見地から廃娼を、2人目は密売淫の発生による私生児の増加を危惧するゆえに存娼を主張し、3人目は実際の公娼認可県と不認可県とにおける私生児の数を比較し、2人目を論破するという運びになっている。
30. 青年必読公娼退治
 安藤陽州著 積玉堂 1911(明治44). 7 <YDM39930>
 なんでも西洋のものをよしとして取り入れようとする姿勢を、「間違ったハイカラ主義」と呼び、西洋にも公娼はあるからよいのだ、という考えを批判した。
31. 公娼制度撤廃の是非 諸方面よりの総合的研究
 川崎正子著 婦人新報社 大正15. 9 <546-181>
 「人間社会の大問題たる性欲を善処できるか否かによって、禽獣と人間、野蛮と文明の差違となるのだ」と、存娼派が主張する、性欲をおさえることができないがために娼妓が必要という説にまっこうから対立。また、遊郭があれば良家の子女に害が及ばないとする存娼派の主張にも、遊廓の存在そのものが人々に淫蕩な思想を抱かせ逆効果である、と反論を展開した。
32. 農村疲弊と子女売買問題
 松宮一也、橋本成之著 <625-34>
 東京 廓清会婦人矯風会廃娼連盟 1932(昭和7). 6
 「貧困のため子女を売り、その子女が孝行娘とされるような風習が地域全体にある。そのような風習を許してしまった、貧困と教育の不十分が社会問題なのである」と、農村の貧困と慣習という観点から、問題解明を試みている。
33. 婦女禁売論
 徳富蘇峰著 廓清会婦人矯風会連合 昭和2. 4 <ED47-61>

「如何に理屈があったとしても、人の貞操を売り物とするべき道理はない」

国家たるものが、そうした貞操の売買を法を以って認めていること自体を非難した。

そして戦後

戦後すぐ、占領軍のための売春施設が設置されるが、性病のため一年で閉鎖。職を失った女性たちは、結局売春婦として働きつづけることになり、警視庁は、自由意思で働く女性に場所を貸すという 1873(明治 6)年と同じ主張で、特殊飲食店という名の売春地域を認めた。これがいわゆる赤線地域である。赤線で働く女性や街娼など、戦後の町では売春婦が人目をひき、戦争中は沈黙を守っていた世論も再び売買春について考えはじめることになる。

34. 売春に関する世論

国立世論調査所 1949(昭和24). 1

<367.7-Ko548b>

私娼よりも公娼を、という意見は戦後も根強い。

35. 売春問題に関する世論調査

内閣総理大臣官房審議室 昭和32. 6

<367.7-So653b>

36. 街娼の社会学的研究

渡邊洋二著 東京 鳳弘社 1950(昭和25). 12

<367.7-W93g>

実地調査をもとにした街娼についての研究書。街娼対策として、更正のための寮など、具体的な提案をしている。

37. 第 22 特別国会売春問題 附現行売春等取締法令・条令

椎名隆著 東京 洋々社 1955(昭和30). 9

<AZ-353-3>

戦前からの廢娼運動団体をはじめ、女性国会議員などの活躍により、幾度となく国会に「売春等処罰法案」が提出される。しかしどれも審議未了や反対多数のため実をむすばなかった。

38. 「売春防止法」

法令全書第33巻ノ1昭和33年法律第118号 内閣官報局編 東京 原書房 <CZ-4-8>

しかし、その間政府が内閣に設置した売春問題対策協議会により答申がおこなわれ、それにもとづき、第 24 回国会において政府から「売春防止法」が提出され、1956(昭和 31)年 5 月に可決される。第 3 条で「何人も売春をし、またその相手になってはならない」と定められているが、相手になった人への罰則規定がないことから、いわゆる「ザル法」と呼ばれることになる。

39. 婦人の更正に関する事例 婦人関係資料シリーズ調査資料 NO. 30
労働省婦人少年局 昭和35. 7 <367.7-R64H2>
40. 閉じられた履歴書 新宿・性を売る女たちの30年
兼松佐知子著 東京 朝日新聞社 1987(昭和62). 8 <ED47-E3>
売春防止法制定後に誕生した婦人相談員である著者が、女性たちの更正をたずけてきた記録。ひも、暴力団、麻薬など、売買春には、売買春そのものだけではすまされない問題がつきまとっている。
41. “買春”許すまじ 松本市トルコ風呂建設反対の記録
松本女性史の会編 銀河書房 昭和59. 5 <ED47-51>
当初は純然たる公衆浴場としてはじまったトルコ風呂だが、売春防止法と前後して次第に個室化し、赤線業者は次々と転業。公衆浴場の名のもとに再び売買春が認可されることになる。
42. 売春と前借金
日本弁護士連合会編 東京 高千穂書房 1974(昭和49). 8 <ED47-7>
「金銭を貸し付け、その返済名義で売春による収益を搾取する売春業者の存在は許されてはならない」と、売春防止法制定後も、改めて法律的な問題を弁護士が支援しなければならない状況がある。
43. 売る春・買う春 これではよいのか女性の人権
売春防止法 25周年記念
売春問題ととりくむ会 1981. 5 <ED47-24>
売春問題ととりくむ会は、日本キリスト教婦人矯風会をはじめとする婦人団体などが集結した団体。
44. 「池袋・買春男性死亡事件」報告書
—女性の性的自立・性的自由とは—
池袋事件を考える会 1988(昭和63). 9 <AZ-719-E21>
ホテル嬢がSMを強要された結果、客の男性を殺害した事件について、加害者女性を支援する団体の機関誌や集会の記録。判決は東京地裁で懲役3年だったのが、運動の結果、控訴審では懲役2年執行猶予3年になった。裁判はおもに正当防衛かどうかで争われ、売春防止法で定められた、売春は売る側だけでなく買う側も罪になるということは特に問題とされなかった。
45. ラパーン事件の告発 —闘ったフィリピン女性たち—
あるすの会編 東京 柘植書房 1990(平成2). 2 <ED47-E17>

アジア各国から騙されて出稼ぎに来て売春婦となる女性たちが多く、言語の違いなどにより、ぬけだすことは難しい。それを支援する団体が取り組んだ事件の記録。

46. タイ買春読本 全面改定版

アジア風俗研究会編 東京 データハウス 1994(平成6). 7 <ED47-G2>

海外への買春ツアーが問題となって久しいが、これはタイでの買春事情について書かれた本。出版当初から婦人団体等からの抗議が相次ぎ、全面改定版となった。この版には、前の版に対する婦人団体抗議の一部始終が掲載されているが、主な論点は、この本が価値判断を含まないルポルタージュであるか、買春を推奨するガイドブックであるか、に集約されており、売買春そのものについての論議は平行線をたどっている。

◎請求記号が YDM 及び YB ではじまる資料は、マイクロ資料でのご利用になりますので、展示期間中でもご利用になれます。

国立国会図書館 03-3581-2331(代)

ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>

■国立国会図書館 ■□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□■03(3581)2331■